

サーバ管理型乗車券取扱規則

第 1 章 総 則

(目的) 2025 年 4 月 1 日制定

第 1 条 この規則は、山陽電気鉄道株式会社（以下、「当社」といいます）線内で、入出場情報をサーバ上に電子式証票として管理するための識別番号が記録された媒体を乗車券として利用する旅客の運送等について合理的な手続きを定め、旅客の利便性向上と円滑な利用の促進を図ることを目的とします。

2 前項に定める識別番号とは、2 次元バーコードの識別情報をいいます。

(適用範囲) 2025 年 4 月 1 日制定

第 2 条 この規則は、インターネットが使用できる環境において、株式会社スルッとKANSAIが運営する販売サイトまたは外部システムにおいて、あらかじめスマートフォン等により購入された商品のうち、当社の乗車券等の取扱いについて定めるものとします。

2 サーバ管理型乗車券による当社線に係る旅客の運送等に関する契約については、この規則が適用され、契約の内容となります。

3 サーバ管理型乗車券による利用が可能な社局線内のうち、当社線以外の運送等の取扱いについては、当該社局の定めるところによります。

4 この規則が改正された場合、以後のサーバ管理型乗車券による旅客の運送等については、改正された規則の定めるところによります。

5 この規則に定めのないものについては、次の各号に定めるとおりとし、本項第 1 号と同項第 2 号で異なる内容を定めるものは、同項第 2 号が優先して適用されるものとします。

(1) 株式会社スルッとKANSAIが定める「スルッとQR t t o利用規約」

(2) 当社が定める旅客営業規則等

(用語の定義) 2025 年 4 月 1 日制定

第 3 条 この規則における主な用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとします。

(1) 「本サービス」とは、この規則の定めるところによりスルッとQR t t oを利用することおよび株式会社スルッとKANSAIの運営する販売サイトまたは外部システムで発売された商品で受けられるサービス等をいいます。

(2) 「情報端末」とは、インターネットに対応したパソコンおよびスマートフォン等をいいます。

(3) 「サーバ管理型乗車券」とは、情報端末と入出場情報を組み合わせたものをいいます。

(4) 「利用券」とは、施設などを運営する事業者が提供する入場券または当該施設利用にかかわる割引サービス等をいいます。

(5) 「チケット」とは、サーバ管理型乗車券と利用券を組み合わせて販売されるものをいいます。

(6) 「スルッとQR t t o (クルット)」とは、販売サイト、登録ユーザの情報および利用履歴等を管理する仕組みの総称をいいます。

(7) 「登録ユーザ」とは、株式会社スルッとKANSAIが制定する「スルッとQR t t o利用規約」に定める事項に同意のうえ、スルッとQR t t oに自らの情報を登録し、スルッと

QR t t oが提供するサービスを購入または使用する個人をいいます。

ただし、サーバ管理型乗車券またはチケットを受け取るためのコードとともに発行されたIDおよびパスワードによりログインして利用する場合は、ログインしたことによって登録ユーザとみなすものとします。

- (8)「同行者」とは、第20条に定める方法により改札を通過する、登録ユーザ以外の旅客をいいます。
- (9)「外部システム」とは、スルツとQR t t oと連動し、当社以外の事業者が商品を販売することができる販売サイトをいいます。
- (10)「購入情報」とは、スルツとQR t t oにて管理する登録ユーザが購入した商品情報をいいます。
- (11)「対応改札機」とは、商品を当社線で利用する際、情報端末に表示する2次元バーコードを読み取ることができる自動改札機をいいます。
- (12)「読取検札」とは、窓口等に掲示する2次元バーコードを登録ユーザ自身が所持する情報端末にて読み取することをいいます。
- (13)「分配券」とは、登録ユーザが、自ら一括で購入した複数枚のサーバ管理型乗車券またはチケットのうち、第三者に電子メール、SNS等を通じて送信したものをいいます。

（契約の成立時期および適用規定）2025 年 4 月 1 日制定

- 第 4 条** 株式会社スルッとKANSAI の運営する販売サイトで発売されたサーバ管理型乗車券にかかる運送契約は、登録ユーザ自らが情報端末で操作を行い、購入内容等を当該販売サイトへ送信し、当該販売サイトがその情報を受信した後、購入情報等を登録ユーザへ返信したときに成立するものとします。
- 2 第 21 条の規定により、登録ユーザからサーバ管理型乗車券を受け取った第三者および同行者は、前項により成立した契約の内容に同意したものとみなします。
 - 3 外部システムで発売されたサーバ管理型乗車券の運送契約の成立については、当該外部システムにおいて特に定める場合を除き、前各項の規定に準ずるものとします。
 - 4 前各項の規定によって契約が成立した時以後における取扱いは、別段の定めをしない限り、すべてその契約の成立した時のこの規則の定めによるものとします。

（旅客の同意）2025 年 4 月 1 日制定

- 第 5 条** 旅客はこの規則を承認し、かつこれに同意したものとします。

（利用環境）2025 年 4 月 1 日制定

- 第 6 条** 旅客は、本サービスの利用にあたり必要な情報端末、ソフトウェア、電気通信サービス提供事業者から受ける通信サービスおよびその他必要となる設備を自らの責任において準備、維持するものとします。
- 2 旅客は、本サービスの使用にあたり必要となる通信費等を自らの責任において負担するものとします。
 - 3 情報端末の故障または電池切れ、電気通信サービス提供事業者から受ける通信サービスの状態が不安定等の事由により使用できる状態にない場合は、本サービスの一部または全部を使用することができません。また、株式会社スルッとKANSAI が別に定める推奨環境であっても動作することを必ずしも保証するものではありません。

（スルッとQR t t o の取扱時間）2025 年 4 月 1 日制定

- 第 7 条** スルッとQR t t o の取扱時間は午前 3 時 00 分から翌日の午前 2 時 59 分までとします。ただし、メンテナンス時間を除くものとします。
- 2 前項に定めるメンテナンス時間は、株式会社スルッとKANSAI が定め、あらかじめ告知するものとします。ただし、予告なく変更することがあるほか、緊急その他やむを得ない事情により、予告なくメンテナンスをすることがあります。
 - 3 この規則における時間は、日本標準時間を基準とします。

（利用の制限または停止）2025 年 4 月 1 日制定

- 第 8 条** 当社は必要により、予告したうえで、スルッとQR t t o の取扱時間を制限または停止することができるものとします。
- 2 前項の規定により、スルッとQR t t o の取扱時間を制限または停止する場合はその旨を告知するものとします。
 - 3 第 1 項に基づく取扱時間等の制限または停止に伴い発生した損害について、当社は一切の責任を負わないものとします。



第 2 章 発 売

（アカウントの取得）2025 年 4 月 1 日制定

第 9 条 サーバ管理型乗車券またはチケットの利用には、株式会社スルッとKANSAI が制定する「スルッとQR t t o 利用規約」に定める事項を同意のうえ、メールアドレスおよびパスワード等、登録に必要な情報の入力によるスルッとQR t t o の初回登録をしなければなりません。

（本サービスの使用方法）2025 年 4 月 1 日制定

第 10 条 スルッとQR t t o を使用するにあたりアカウント取得時に登録したメールアドレスおよびパスワードを入力の上、初回使用時は登録に必要な情報を入力することで本サービスを利用することができます。

（発売額）2025 年 4 月 1 日制定

第 11 条 スルッとQR t t o にて当社が提供するサーバ管理型乗車券またはチケットの発売額は、その都度定めます。

（発売期間）2025 年 4 月 1 日制定

第 12 条 スルッとQR t t o にて当社が提供するサーバ管理型乗車券またはチケットの発売期間は、その都度定めます。

（有効期間）2025 年 4 月 1 日制定

第 13 条 スルッとQR t t o にて当社が提供するサーバ管理型乗車券またはチケットの有効期間は、商品毎に定めます。

- 2 発売当日限り有効のサーバ管理型乗車券またはチケットにおける有効期間は、購入された当日の午前 3 時 00 分から翌日の午前 2 時 59 分までとします。
- 3 使用日が指定されているサーバ管理型乗車券またはチケットの有効期間は、指定された日の午前 3 時 00 分から翌日の午前 2 時 59 分までとします。
- 4 使用日が指定されていないサーバ管理型乗車券またはチケットの有効期間は、登録ユーザの操作により使用開始の意思表示をした日の午前 3 時 00 分から翌日の午前 2 時 59 分までとします。
- 5 使用できる時間が限定されたサーバ管理型乗車券またはチケットの使用期限は、情報端末の画面に表示する「使用開始」ボタンを登録ユーザが押した時刻からサーバ管理型乗車券またはチケット毎に定められた時間内とします。

（購入方法）2025 年 4 月 1 日制定

第 14 条 商品を購入する際の支払い方法は、クレジットカード決済による 1 回払いとします。

- 2 クレジットカードで支払いをする際、クレジットカード番号、有効期限およびセキュリティコードを入力しなければなりません。
- 3 登録したクレジットカードが有効期限経過、解約または通信不良等により使用できない場合、クレジットカード決済による購入はできません。
- 4 入力するクレジットカードの有効期限は、その商品に定められた有効期間以降でなければなりません。

- 5 クレジットカードの使用にあたっては、クレジットカード会社が定める会員規約等の定めに従うものとします。
- 6 株式会社スルッとKANSAIの運営する販売サイトで商品の購入が完了した場合、株式会社スルッとKANSAIから電子メールにより通知するものとします。この場合、登録ユーザは当該通知を受領したものとみなします。
- 7 第1項の規定にかかわらず、外部システムにおいて当社が発売する商品を購入するときの取扱いは、当該外部システムの運営会社が定めるところによります。

(購入枚数) 2025年4月1日制定

第15条 登録ユーザは複数の商品を一括で購入することができるものとします。なお、一括で購入できる上限数は当社がその都度定めます。

(払い戻し) 2025年4月1日制定

- 第16条** 登録ユーザは、自らが購入したサーバ管理型乗車券またはチケットの全てまたは一部が不要となった場合、1回の決済で購入した全てのサーバ管理型乗車券またはチケットについて、有効期間終了前かつ未使用の場合に限り、購入枚数の減数および払い戻しをすることができます。
- 2 登録ユーザは、自らが購入したサーバ管理型乗車券またはチケットの枚数を減数する場合、変更後の購入枚数分をクレジットカード決済した後、減数するサーバ管理型乗車券またはチケットを払い戻します。この場合、クレジットカード決済における利用限度額超過などの理由により、処理できないことがあります。
 - 3 登録ユーザは自らが購入し、第三者へ送信した分配券を払い戻しする場合、当該第三者から全ての分配券を回収することにより払い戻しをすることができます。ただし、一括購入したサーバ管理型乗車券またはチケットが全て未使用の場合に限ります。
 - 4 分配券を払い戻すことのできる条件は、前項および第25条ならびに商品毎に定めるところによるものとし、サーバ管理型乗車券を受け取った第三者は、自ら分配券を払い戻すことはできません。
 - 5 払い戻しをする場合、登録ユーザは当社が別に定める手数料を支払うものとします。なお、払い戻し手数料とは別に商品毎に定める取消手数料を収受する場合があります。
 - 6 払い戻しが完了した場合、株式会社スルッとKANSAIから電子メールにより通知するものとします。この場合、登録ユーザは当該通知を受領したものとみなします。
 - 7 払い戻しを行った場合、購入時に使用したクレジットカードの登録口座へ返金するものとします。
 - 8 外部システムにおいて購入した商品は、当該外部システムにおいて払い戻しをするものとします。

第 3 章 利 用

（利用券の利用）2025 年 4 月 1 日制定

第 17 条 商品のうち、利用券の使用方法については、利用券を提供する事業者の定めるところによります。

（有効区間）2025 年 4 月 1 日制定

第 18 条 サーバ管理型乗車券を使用することができる有効区間は、当社がその都度定めます。

（購入済み商品および履歴の確認）2025 年 4 月 1 日制定

第 19 条 登録ユーザが販売サイトで購入した商品の購入情報および利用履歴等は、情報端末の画面にて確認することができます。

- 2 登録ユーザは自身の情報端末の操作により商品の購入、使用、払い戻しおよび分配を行った履歴を購入日の属する月から翌年の同月末まで確認することができます。

（使用方法）2025 年 4 月 1 日制定

第 20 条 登録ユーザはサーバ管理型乗車券を使用する場合、情報端末等に表示した 2 次元バーコードを対応改札機にかざすこととします。

- 2 登録ユーザは、入場時と同一のサーバ管理型乗車券にて出場しなければなりません。
- 3 第 15 条の規定により購入した複数枚のサーバ管理型乗車券を、次条に定める分配を行わず対応改札機を使用する際、同行者 1 人に対し 1 券片のサーバ管理型乗車券を対応改札機にかざして通過するものとし、同行者の人数分、同じ方法を繰り返すものとしします。
- 4 前項の規定による同行者は、登録ユーザと同一列車により旅行しなければなりません。この場合、旅客営業規則第 12 条の規定にかかわらず、登録ユーザが代表して同行者の乗車券を所持しているものとみなします。

（分配）2025 年 4 月 1 日制定

第 21 条 登録ユーザは第 15 条の規定により自らが一括で購入した複数枚のサーバ管理型乗車券またはチケットの一部を、有効期間終了前かつ未使用の場合に限り、以下の手順により第三者に分配することができます。

- (1) 分配するサーバ管理型乗車券またはチケットを選択
- (2) 第三者に送信する方法を選択
- (3) 選択することで取得する URL を電子メール、SNS 等にて第三者へ送信
- 2 登録ユーザは、第三者に送信した分配券の利用状態を確認することができます。
- 3 分配券を所持する第三者がサーバ管理型乗車券またはチケットを使用しない場合、有効期間終了前かつ未使用に限り、当該分配券を購入した登録ユーザは回収することができ、回収したサーバ管理型乗車券またはチケットは改めて第三者に分配することができます。
- 4 分配を受けた第三者について第 9 条の規定に準じた初回登録を行わなければなりません。
- 5 前各項の規定によりサーバ管理型乗車券またはチケットの分配を受けた第三者は、分配元の登録ユーザがスルッと Q R t t o のサービス利用契約を解除されるか退会した場合は、分配を受けたサーバ管理型乗車券またはチケットを使用することができません。

(効力) 2025 年 4 月 1 日制定

- 第 22 条** 登録ユーザは、サーバ管理型乗車券を使用する場合、登録ユーザ自身が必ず情報端末を携行し、その情報端末の画面に表示された購入情報等に指定された内容に限り、使用することができます。
- 2 情報端末の故障、充電切れ等により、購入情報を情報端末に表示できない場合は、サーバ管理型乗車券を使用することができません。
 - 3 前項の場合、旅客営業規則第 3 条に定める旅行開始駅から旅行終了駅までの普通旅客運賃を現金で支払うものとします。

(同一駅で出場する場合の取扱い) 2025 年 4 月 1 日制定

- 第 23 条** 旅客は、サーバ管理型乗車券を使用して入場した後、途中駅で旅行を中止し、旅行開始駅から出場する場合は、旅行開始駅から途中駅までの実乗車区間の普通旅客運賃を現金で支払い、サーバ管理型乗車券の旅行開始駅情報の消去処理を受けなければなりません。
- 2 旅客は、サーバ管理型乗車券を使用して入場した後、乗車しないで同一駅で出場する場合は、その駅の入場料金を現金で支払い、サーバ管理型乗車券の旅行開始駅情報の消去処理を受けなければなりません。

（列車の運行不能または遅延の場合における旅客の取扱方） 2025 年 4 月 1 日制定

第 24 条 旅客は、対応改札機等による改札を受けた後、旅客営業規則第 138 条第 1 項第 1 号または同項第 2 号に掲げる事由が発生した場合は、次の各号に定めるいずれかの取扱いを選択のうえ請求することができます。

(1) 旅行開始駅までの無賃送還

この場合、乗車区間の運賃は収受しません。また、無賃送還後、旅行開始駅での出場時にはサーバ管理型乗車券の入場情報の消去処理を行います。ただし、無賃送還中の途中駅で下車した場合は、次号に定める取扱いを適用します。

(2) 旅行開始駅に至る途中駅までの無賃送還この場合、旅行開始駅から途中駅までの片道普通旅客運賃相当額を、途中駅において現金により収受します。この場合、当該サーバ管理型乗車券の入場情報を消去します。

(3) 不通区間または旅客営業規則 138 条第 2 号に掲げる事由における別途旅行運行不能もしくは遅延となった区間を旅客が当社線によらないで別途に旅行を希望する場合は、次のいずれかの方法によるものとします。

イ 当社が当該不通区間または遅延区間に対して他社鉄道線による振替輸送または他社等による代行輸送の措置を講じたときは、当該輸送手段による取扱いを請求することができます。この場合、当該サーバ管理型乗車券の入場情報を消去します。

ロ 旅行開始駅から旅行中止駅までの片道普通旅客運賃相当額を、旅行中止駅において現金により収受します。この場合、当該サーバ管理型乗車券の入場情報を消去します。

（列車の運行不能または遅延によりサーバ管理型乗車券が不要となった場合の取扱方）

2025 年 4 月 1 日制定

第 25 条 旅客は、旅客営業規則第 138 条第 1 項第 1 号または同項第 2 号に掲げる事由が発生したため、当該事由発生前に購入したサーバ管理型乗車券またはチケットが不要となった場合は、払い戻しを請求することができます。

2 前項の規定によりサーバ管理型乗車券またはチケットの払い戻しを請求する場合は、当該サーバ管理型乗車券またはチケットを購入した登録ユーザ自身が係員に申し出なければなりません。

3 前項の規定によるサーバ管理型乗車券またはチケットの払い戻しは、購入単位で 1 回のみ行うことができます。第 15 条の規定により複数の同じサーバ管理型乗車券またはチケットを一括で購入した場合は、分配、使用の状態にかかわらず、購入した登録ユーザが指定したサーバ管理型乗車券またはチケットについて、同時に払い戻しを行います。

4 前項の規定により払い戻しが完了した場合、株式会社スルッとKANSAI から電子メールにより通知するものとします。この場合、登録ユーザは当該通知を受領したものとみなします。

5 前項の規定による払い戻しを行った場合、購入時に使用したクレジットカードの登録口座へ返金するものとします。

6 外部システムで発売された、サーバ管理型乗車券またはチケットにおける列車の運行不能の場合の払い戻しの取扱いは、当該外部システムが定めます。

（使用の制限） 2025 年 4 月 1 日制定

第 26 条 旅客は 1 回の乗車につき、2 以上のサーバ管理型乗車券を同時に使用することはできません。

2 入場時に使用したサーバ管理型乗車券を出場時に使用しなかった場合は、当該サーバ管理型

乗車券で再び入場することはできません。

- 3 サーバ管理型乗車券の破損、対応改札機等の故障または停電等により対応改札機等によるサーバ管理型乗車券の読み取りが不能となったときは、サーバ管理型乗車券は直接、対応改札機等で使用することができません。
- 4 サーバ管理型乗車券を用いて乗車以外の目的で、駅に入出場することはできません。
- 5 当社において使用を制限されたサーバ管理型乗車券は使用することができません。この場合、乗車駅入場後であっても、降車駅において出場ができません。
- 6 サーバ管理型乗車券を他の乗車券と併用して使用することはできません。また、他社線とまたがる乗車であって、他の乗車券が接続駅まで有効なものであっても併用して使用することはできません。
- 7 有効期限の定めがあるサーバ管理型乗車券は、その有効期限を超えて使用することはできません。
- 8 偽造、変造または不正に作成されたサーバ管理型乗車券を使用することはできません。

(制限または停止) 2025 年 4 月 1 日制定

第 27 条 旅客の運送の円滑な遂行を確保するため等、必要があると認めたときは、次の各号に掲げるサーバ管理型乗車券による当社線の取扱制限または停止をすることがあります。

- (1) 乗車区間、乗車経路、乗車方法、乗車する列車等の制限または停止
- (2) 入出場方法または入出場時間等の制限または停止
- 2 前項の規定による制限または停止をする場合は、その旨を関係の駅に掲示します。
- 3 本条に基づくサーバ管理型乗車券の取扱制限または停止に対し、当社はその責を負わないものとします。

(利用上の注意) 2025 年 4 月 1 日制定

第 28 条 スルッとQR t t oまたは外部システムおよび2次元バーコードが所定の仕様に従って適切に表示されることを前提とし、サーバ管理型乗車券の表示不良その他情報端末の設定環境に起因する不具合により生じた登録ユーザの損害に関して一切補償しないものとします。

- 2 当社に起因しない通信環境の不具合等により、本サービスを使用できない場合に生じた損害については、当社は一切の責任を負わないものとします。

(再発行) 2025 年 4 月 1 日制定

第 29 条 当社がスルッとQR t t oまたは外部システムで発売した商品は、情報端末の紛失、盗難または機能不良等、理由のいかんにかかわらず再発行を行いません。

(乗車変更) 2025 年 4 月 1 日制定

第 30 条 使用区間が指定されたサーバ管理型乗車券を所持する旅客の乗車変更の取扱いは、当社がその都度定めます。

(無効となる場合) 2025 年 4 月 1 日制定

第 31 条 次の各号のいずれかに該当する場合には、サーバ管理型乗車券は無効とします。

- (1) 旅行開始後のサーバ管理型乗車券を他人から譲り受けて使用した場合
- (2) 対応改札機または読取検札による改札を受けずに乗車した場合
- (3) その使用方法によらないで使用した場合
- (4) サーバ管理型乗車券およびチケットが偽造、変造または不正に作成されたものであった場合
- (5) その他不正乗車の手段として使用した場合

(不正使用等に対する旅客運賃および増運賃の収受等) 2025 年 4 月 1 日制定

第 32 条 前条の規定によりサーバ管理型乗車券を無効とした場合は、旅客の乗車駅からの区間に対する片道普通旅客運賃と、その2倍に相当する額の増運賃とをあわせて収受します。

- 2 前項の規定により旅客運賃および増運賃を収受する場合において、旅客の乗車駅が判明しない場合、または次の各号のいずれかに該当する場合は、旅客営業規則第125条の規定を準用して計算します。
 - (1) 第20条第1項および第2項の規定にかかわらず、旅客が係員の承諾を得ないで対応改札機または読取検札による改札を受けずに乗車したため、当該旅客の乗車駅が判明しない

場合

- (2) 第 20 条第 4 項の規定にかかわらず、同行者である旅客が登録ユーザと異なる列車に乗車したため、当該旅客の乗車駅が判明しない場合
- (3) サーバ管理型乗車券を使用して入場した後、情報端末を紛失、盗難または不具合等により 2 次元バーコードを所定の仕様に従って適切に表示できなくなったため、当該旅客の乗車駅が判明しない場合

附 則 この規則は、2025 年 4 月 1 日から施行します。
